

○ 石川県警察少年サポートセンター運営要綱の全部改正について（通達）

〔平成28年3月29日少甲達第29号〕
〔警察本部長から関係所属長宛て〕

対号 平成25年3月21日付け少甲達第13号「石川県警察少年サポートセンター運営要綱の制定について(通達)」

被害少年の保護・支援並びに少年の非行防止及び健全育成を図る組織として、生活安全部少年課に「石川県警察少年サポートセンター」を設置し運用してきたところであるが、今般、体制及び業務の見直しを行い、別添のとおり改正し、平成28年3月29日より施行することとしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察少年サポートセンター運営要綱

1 目的

この要綱は、少年及びその家庭に対する助言・指導又は保護・支援等の諸活動を組織的に行うとともにその充実強化に努めるため、石川県警察少年サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に関し必要な事項を定めることにより、少年の非行防止対策の推進及び健全育成を図ることを目的とする。

2 設置・体制

(1) 少年サポートセンター

ア 警察本部生活安全部少年課（以下「少年課」という。）にサポートセンターを置く。

イ サポートセンターに少年サポートセンター長を置き、少年課の警部以上の階級にある警察官又は同相当職以上の職員をもって充てる。

ウ 少年サポートセンター長は、サポートセンターの運営を統括する。

(2) 少年サポートセンター分室

ア 加賀地区は小松警察署、能登地区は七尾警察署にサポートセンターの分室を置く。

(ア) 加賀地区とは、大聖寺警察署、小松警察署、寺井警察署管内をいう。

(イ) 能登地区とは、七尾警察署、輪島警察署、珠洲警察署管内をいう。

イ 警察署勤務の少年警察補導員については、サポートセンター職員を兼務とする。

3 所掌事務及び活動内容等

サポートセンターは、次に掲げる活動を行うものとする。

(1) 継続的支援活動

福祉犯を始めとする犯罪、いじめ等の少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年に対する継続的支援を行うこと。

(2) 継続補導活動

石川県警察少年警察活動に関する訓令（平成19年石川県警察本部訓令第32号）に定める少年に対する継続補導を行うこと。

(3) 立ち直り支援活動

警察の取扱いを受けた非行少年のうち、支援を必要としている少年に対する立ち直り支援を行うこと。

(4) 街頭補導活動

繁華街や公園等の少年の溜まり場となりやすい場所を重点に、補導活動を実施し、補導した少年及びその保護者に対して、専門的見地から必要な指導・助言を行うとともに、継続的支援及び継続補導の必要な少年の発見に努めること。

(5) 少年相談活動

非行問題、交友問題等少年に関する様々な問題の相談に応じ、少年や保護者等に対して専門的見地から必要な助言・指導を実施するとともに、継続的支援及び継続補導の必要性を検討すること。

(6) 集団的不良交友関係対策

集団的不良交友関係情報の収集・集約・分析を行うこと。

(7) 少年事件・事案処理の支援活動

上司である警察官の指揮により、非行少年、被害少年、要保護少年及び不良行為少年（以下「非行少年等」という。）に係る事件・事案処理の支援に当たること。

(8) 情報発信及び広報啓発活動

少年非行の実態、少年を取り巻く環境、地域住民の要望等を的確に把握・分析し、時宜に応じて情報発信するとともに、非行防止、薬物乱用防止、犯罪被害防止のための教室等を開催し、少年の規範意識の醸成、啓発、少年の非行及び犯罪被害防止等に努めること。

(9) 有害環境浄化活動

有害環境の実態に応じて法令に基づく措置又は排除のための適切な措置を講じるなど積極的な排除活動を推進すること。

(10) その他、少年課長が必要と認める活動

少年課長が少年の健全育成上必要と認める活動を推進すること。

4 事件・事案等の引継ぎ

少年課長は、次に掲げる事項の何れかに該当し、当該事案の発生地を管轄する警察署において措置することが適当であると認めるときは、必要な措置を講じた上、当該警察署長に関係書類等を引継ぐものとする。

(1) 非行少年等を発見し、又は非行少年等に関する情報を得たとき。

(2) 福祉犯その他法令の違反行為を現認し、又は被疑者、被害者、参考人等関係者に関する情報を得たとき。

(3) 有害環境を発見し、又は有害環境に関する情報を得たとき。

(4) その他、警察署で措置することが適当と認められるとき。

5 運営上の留意事項

(1) 警察署との連携等

少年課長は、警察署との連携を図るとともに、継続的支援活動、継続補導活動、立ち直り支援活動、街頭補導活動、少年相談活動等について、特に、専門的な知識及び技能を要すると認められる事項については、サポートセンターによる指導を実施するものとする。

(2) 関係機関・団体との連携

自治体、学校、家庭裁判所、児童相談所、少年警察ボランティア等の関係機関及び団体との緊密な連携に努めるものとする。

(3) 専門家の効果的活用

必要に応じて、被害少年カウンセリングアドバイザーを初めとして、臨床心理学、精神医学等の専門家の効果的活用に努めるものとする。

6 職員の派遣等

警察署長は、少年警察活動を実施する上で、街頭補導、少年相談、被害少年対策等について、専門的な知識及び技能を要すると認めた場合は、少年課長に対して、

サポートセンター職員の応援派遣を要請することができる。

7 教養訓練

少年課長は、サポートセンターの職員の知識・技能の向上のため、必要に応じてカウンセリングや継続的支援の方法等に関する教養を実施するものとする。